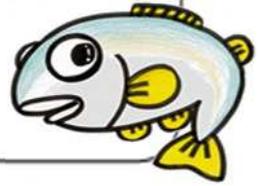




# 第1回学校運営協議会

学校教育目標「夢に向かい 共に学び 行動する子」



令和5年5月11日(木)13:30~15:30

- 1 会長挨拶
- 2 校長挨拶
- 3 新規委員任命書交付（校長）
- 4 自己紹介
- 5 授業参観（13:45~14:10）
- 6 浜松市学校運営協議会規則確認（教頭）
- 7 議長の選出（出席した委員の中から互選）
- 8 前回の会議録、令和4年度協議会自己評価の確認（CS ディレクター）
- 9 熟議
  - ① 学校運営の基本方針について概要説明（校長）
  - ② いじめ防止基本方針について（教頭）
  - ③ 夢育やらまいか事業に対する意見書について（教頭）
  - ④ 学校支援について（学校支援CD）
- 10 連絡
  - ・ 次回開催日  
7月6日(木) 13:30~15:30

# 浜松市学校運営協議会規則

令和元年8月29日

浜松市教育委員会規則第2号

## (趣旨)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第47条の5の規定に基づき、学校運営協議会（以下「協議会」という。）について必要な事項を定める。

## (定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 対象学校 協議会が、その運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する学校をいう。
- (2) 校長 対象学校の校長（園長を含む。）をいう。
- (3) 児童生徒 対象学校に在籍する生徒、児童又は幼児をいう。
- (4) 保護者 児童生徒の保護者をいう。
- (5) 地域住民 対象学校の所在する地域の住民をいう。
- (6) 地域住民等 地域住民、対象学校の運営に資する活動を行う者その他の関係者をいう。

## (目的)

第3条 協議会は、児童生徒及び地域の現状並びに学校の課題を捉え、特色ある学校づくりを推進するとともに、市民協働による人づくり及び未来創造への人づくりに資することを理念として、浜松市教育委員会（以下「教育委員会」という。）及び校長の権限と責任の下、保護者及び地域住民等の対象学校の運営への参画を促進し、もって当該運営の改善及び児童生徒の教育活動の充実を図ることを目的とする。

## (設置)

第4条 教育委員会は、前条の目的が達成できると認められる場合には、当該目的が達成できると認められる学校ごとに、協議会を置くものとする。ただし、教育委員会が2以上の学校の運営に関し相互に密接な連携を図る必要があると認める場合には、2以上の学校について一の協議会を置くことができる。

- 2 教育委員会は、前項の規定により協議会を置く場合には、校長、保護者及び地域住民等の意見を反映するよう努めるものとする。

## (協議会の役割)

第5条 協議会は、次に掲げる事項について協議を行う。

- (1) 対象学校の運営に関すること。
- (2) 対象学校の運営への必要な支援に関すること。
- (3) 児童生徒の健全育成に関すること。

2 協議会は、協議の結果について、保護者及び地域住民等の理解を促し、主体的な参画並びに支援及び協力を得られるようにするため、保護者及び地域住民等に協議の結果に関する情報を積極的に提供するよう努めなければならない。

(対象学校の運営に関する基本的な方針の承認)

第6条 校長は、教育課程の編成及び学校経営に関する全体構想について、毎年度基本的な方針を作成し、協議会の承認を得なければならない。

2 校長は、前項の規定により承認された基本的な方針に従い、対象学校の運営を行わなければならない。

(対象学校の運営等に関する意見の申出)

第7条 協議会は、対象学校の運営に関する事項(次項に規定する事項を除く。)について、教育委員会又は校長に対して、意見を述べることができる。

2 協議会は、対象学校の職員の採用その他の任用に関する事項(特定の職員に関するものを除く。)について、教育委員会に対して意見を述べることができる。

3 協議会は、前2項の規定により教育委員会に対して意見を述べるときは、あらかじめ、校長の意見を聴取しなければならない。

(対象学校の運営等に関する評価)

第8条 協議会は、毎年度1回以上、対象学校の運営状況について、浜松市立幼稚園管理規則(平成2年浜松市教育委員会規則第6号)第21条第3項、浜松市立小中学校管理規則(昭和32年浜松市教育委員会規則第1号)第33条第3項又は浜松市立高等学校管理規則(昭和32年浜松市教育委員会規則第3号)第40条第3項に規定する評価を行わなければならない。

2 協議会は、毎年度1回以上、当該協議会の取組について自ら評価を行わなければならない。

3 前2項の評価について必要な事項は、別に定める。

(委員)

第9条 協議会は、委員10人以内で組織する。ただし、第4条第1項の規定により2以上の学校について一の協議会を置く場合は、委員15人以内で組織することができる。

2 校長は、次に掲げる者のうちから委員となることが適当と認められる者を選出し、教育委員会に推薦する。

- (1) 地域住民

- (2) 保護者
- (3) 対象学校の運営に資する活動を行う者
- (4) 前3号に掲げる者のほか、校長が適当と認める者

3 委員は、前項の規定により推薦された者のうちから、教育委員会が任命する。

4 委員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項に規定する特別職の地方公務員とする。

（委員の任期）

第10条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。この場合において、再任は、1回限りとする。

（委員の解任）

第11条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、委員を解任することができる。

- (1) 委員から辞任の申出があったとき。
- (2) 心身の故障のため職務を行うことができないと認めるとき。
- (3) 次条の規定に違反したとき。

2 校長は、委員が前項各号のいずれかに該当すると認めるときは、直ちに教育委員会に報告しなければならない。

3 教育委員会は、委員を解任する場合は、当該委員に対して文書等によりその理由を示さなければならない。

（委員の守秘義務等）

第12条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

2 委員は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 委員としてふさわしくない行為をすること。
- (2) 委員としての地位を営利行為、政治活動、宗教的活動等に不当に利用すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、協議会又は対象学校の適正な運営に著しい支障を及ぼす言動をすること。

（会長及び副会長）

第13条 協議会に会長及び副会長1人を置く。

2 会長は、委員の互選により定める。

3 副会長は、委員のうちから会長が指名する。

4 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務

を代理する。

(会議の運営)

第14条 協議会の会議は、会長が招集する。

- 2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 会議の議長は、出席した委員の互選により、その都度定める。
- 4 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決すところによる。
- 5 協議会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見や助言を聴くことができる。

(会議の公開)

第15条 協議会の会議は、公開とする。

- 2 議長は、前項の規定にかかわらず、必要があると認めるときは、議決により秘密会とすることができる。
- 3 議長は、必要があると認めるときは、傍聴人の退場を命じることができる。

(研修)

第16条 教育委員会は、委員に対して、協議会の役割及び責任、委員の役割及び責任等について正しい理解を得るため、必要な研修等を行うものとする。

(協議会の適正な運営を確保するために必要な措置)

第17条 教育委員会は、協議会の運営状況についての的確な把握を行うとともに、必要に応じて助言又は指導を行うものとする。

- 2 教育委員会は、協議会の運営が適正を欠くことにより、対象学校の運営に現に支障が生じ、又は生じるおそれがあると認められる場合においては、当該協議会の適正な運営を確保するために必要な措置を講じるものとする。
- 3 教育委員会及び校長は、協議会が適切な合意形成を行うことができるよう必要な情報の提供を行うものとする。

(細目)

第18条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

令和4年度 第4回 下阿多古小学校運営協議会 会議録（要点記録）

- 1 開催日時 令和5年 2月 10日（金） 13時30分から15時30分まで
- 2 開催場所 下阿多古小学校 会議室
- 3 出席委員 出野 光雄、野澤 講一、大石 欽也、新井 恵美子、大衆 智恵、  
玉ノ木 基泰、市川 紀史、武田 あゆみ
- 4 欠席委員 坪井 道男、内山 達也
- 5 学 校 大石 浩史（校長）、河合 享子（教頭）、沖 みどり（CSディレクター）
- 6 教育委員会 堀田 洋一（教育総務課）
- 7 傍聴者 なし

8 協議事項

- （1）議長の選出について
- （2）前回の会議録確認について
- （3）授業参観 13:45～14:00
- （4）学校関係者評価について
- （5）来年度の学校運営の基本方針について
- （6）学校運営協議会の自己評価について
- （7）いじめ防止のための基本方針について
- （8）夢育やらまいかCS加算分の報告

- 9 会議録作成者 CSディレクター 沖 みどり

10 会議記録

司会の河合教頭から、委員総数10人のうち8人の出席があり、過半数に達しているため、会議が成立している旨の報告があった。

（1）議長の選出について

司会から、議長の選出について委員に意見を求めたところ、会長から自薦する旨の発言があり、協議の結果、全員異議なくこれを承認した。

（2）前回の会議録確認について

司会から、別紙資料に基づき第3回下阿多古小学校運営協議会会議録について説明があり、協議の結果、全員異議なくこれを承認した。

（3）授業参観

司会から、13時45分から14時まで、授業参観の時間とする旨の申し出があり、全員異議なくこれを承諾した。

#### (4) 学校関係者評価について

議長の指示により、教頭から、別紙資料に基づき学校関係者評価について説明があり、委員からは、以下の発言があった。

- ・ 学校創立150周年の行事について、何かお手伝いできれば、どういうことができるのか考えてみた。創立100周年ではどんな事をやったのか、お話が聞ければいいと思う。(出野委員)
- ・ やはり、地域との関わりがとても大切であると思う。今年度は助力ながら、下阿多古や阿多古川について児童達に話して聞かせたが、私たちの時代には祖父母がいっしょに暮らしており、生活の中で自然に耳にする話だ。今では祖父母がいる家庭が少なく、ましてやお母さんはこの阿多古で育った人間でなければ、子供たちにふるさとの事を話してくれる人が誰もいないという状況である。学校や地域で、子供たちやその親達に伝承していかなければいけないと思う。(大石副会長)
- ・ 4月に入学してから現在の子供たちを見て、しなやかで柔らかい子供たちに育ってきていると感じた。授業を参観し、地域の方々と関わっているおかげか、教室に入りやすく、迎え入れてくれるような暖かさがあると思った。下阿多古の心を大切に、いつでも故郷に戻ってきてくれる子どもに育ってくれるといいと思った。(市川委員)
- ・ 学校評価アンケートではよい結果が出ていると思う。家庭での評価は厳しくなるのは仕方ないが、全体的に見て、素晴らしい評価でうれしく思う。創立150周年では先人達の心を再認識するような催しを期待している。(野澤会長)

協議の結果、全員異議なくこれを承認した。

#### (5) 来年度の学校運営の基本方針について

議長の指示により、校長から、別紙資料に基づき来年度の学校運営の基本方針について説明があり、委員からは、以下の発言があった。

- ・ 150周年ではドローンを飛ばして地域全体が入るように撮ってもらいたい。ビデオも撮れれば、なお良いのではないか。(出野委員)
- ・ まだ、どこまでの範囲を撮るかは決定していないが、校区全体が入る写真を予定している。(校長)
- ・ 校長先生の説明を受け、これからも阿多古らしい教育をお願いしたいと思う。1年間で情勢もどんどん変わっている、上手に舵を取りながら来年度も頑張っていたきたい。(野澤会長)

協議の結果、全員異議なくこれを承認した。

#### (6) 学校運営協議会の自己評価について

議長から、学校運営協議会の自己評価について熟議してもらいたい旨の指示があり、委員からは、以下の発言があった。

- ・ 本年度は1年間の現状を把握するという事で、自分としては、ひととおりの活動に参加できたと思う。苗植えや草刈り、米づくりスケジュールの伝受、来年度も青葉会の方々と連携を取って続けていけたらと思っている。1年を通して自分の知らない事がたくさんあり、たくさんの外部の方が関わってくださっていた事を改めて知った。保護者としても、そんな環境を用意して下さって大変ありがたく思っている。委員としては、いろんな活動に関われたおかげで知り得た事柄を、まだ何もわかっていない人達やご家庭に伝えていきたいと考えている。来年度も先生方のよりよい支援ができるように活動していきたい。(武田委員)
- ・ 協議会に参加して1年、目に見えた成果はまだ出せていないが、少しずつ目標に向かって教育に参加していきたい。今年1年は、委員の方達のいろんな意見を聞き、勉強させてもらった。(玉ノ木委員)
- ・ 今年1年は、評価と言えることは何もしていないように思う。委員でありながらいろいろやっていただくことばかりで、知らない事もたくさんあった。子供たちを取り巻く環境が厳しくなっている昨今、SNSの使い方等々、学校でできる指導や教育も必要となってきたのではないかなと思う。来年度は1歩踏み込んで、いろいろな活動に参加していきたい。(大乗委員)
- ・ 今年1年あまり協力できなかった事を心苦しく思っている。米づくりや他の活動に関しても長続きさせていくには、周りが盛り上げていかなければいけないと思う。新しいメンバーを募り、窓口を広げ入りやすくして人員を増やしていく必要がある。(市川委員)
- ・ 回覧板「あゆっ子」にて、学校の活動は把握しているつもりでいたが、委員としてこの場にいると、実際にはところどころしかわかっていなかったことに気付いた。今年度は、学校支援コーディネーターさんあつての協議会であったと思う。小規模校でしかできないことができるということは大変よいことであり、学校の先生方が子供たち全員を知っているということは、すばらしい関係であると思う。(新井委員)
- ・ 今年度は、あまりお手伝いを出来なくて申し訳なかったと思っている。来年度の活動として、自分が「炭焼き」をやっているので、子供たちに紹介できればと思う。(出野委員)
- ・ 1年生から6年生へ成長していく中で、子どもの考え方もどんどん変わってくるが、世の中の恐ろしさを理解していない。そのことが恐ろしいと思う。親世代においても個人主義であり、子供たちのために動く人・考える人が少なくなっている。いろいろな経験をしてきた人もたくさんいるのではないかなと思うと残念であり、そんな人達をうまく動かすことができればと考えている。(大石副会長)
- ・ 結局、何をやったのかと反省する1年間であったと思う。学校支援コーディネーターの武田さんのおかげで、1年間のいろいろな活動を教えてもらう事ができた。実際、米作りにも参加させていただいたが、参加すればいいというわけではないと思った。来年度は協議会で、保護者や地域の方々にどう広めていくかを考えていくことが大切だと思う。(野澤会長)
- ・ 来年度に向けて、コミ・スクだよりの裏面にボランティアの募集用紙を掲載した。回覧して地域の方々にも見ていただくが、たぶん人員確保には至らないであろうと思う。そこで委員の皆様にも、募集の説明と配布をお願いしたい。(武田委員)

- ・ たよりにブログやHPのアドレスを入れておけばいいと思う。(出野委員)  
協議の結果、全員異議なくこれを承認した。

(7) いじめ防止のための基本方針について

司会から、別紙資料に基づきいじめ防止のための基本方針について説明があり、協議の結果、全員異議なくこれを承認した。

(8) 夢育やらまいかCS加算分の報告

司会から、別紙資料に基づき夢育やらまいかCS加算分について報告があり、協議の結果、全員異議なくこれを承認した。

その他報告事項等

司会から、来年度の会議は、令和5年5月11日(木)に開催する旨の報告があった。

(様式1)

令和4年度 学校運営協議会自己評価表

浜松市立(下阿多古小学校) 学校運営協議会長

<評価項目1> 学校運営の基本方針について熟議することができたか。

発足から1年足らずではあるが、学校教育目標「夢に向かい共に学び行動する子」「ふるさとを愛する子」という目指す子供像について熟議をすることができた。

学校運営協議会が関わる活動を通して、「ふるさとを愛する子」の具体的な姿を「子供たちの心が育ち、下阿多古に心を寄せる子供たちの育成」と押さえ、力添えできればよいと考えた。

地域の方々が学校に来ると入りやすく、受け入れてもらっている雰囲気がある。子供たちの優しい心が育っていると感じた。

<評価項目2> 学校運営に資する活動について熟議を進めることができたか。

「ふるさとを愛する子」を育成するために、学校運営協議会では今年度「米作り」を中心に熟議を進めることができた。

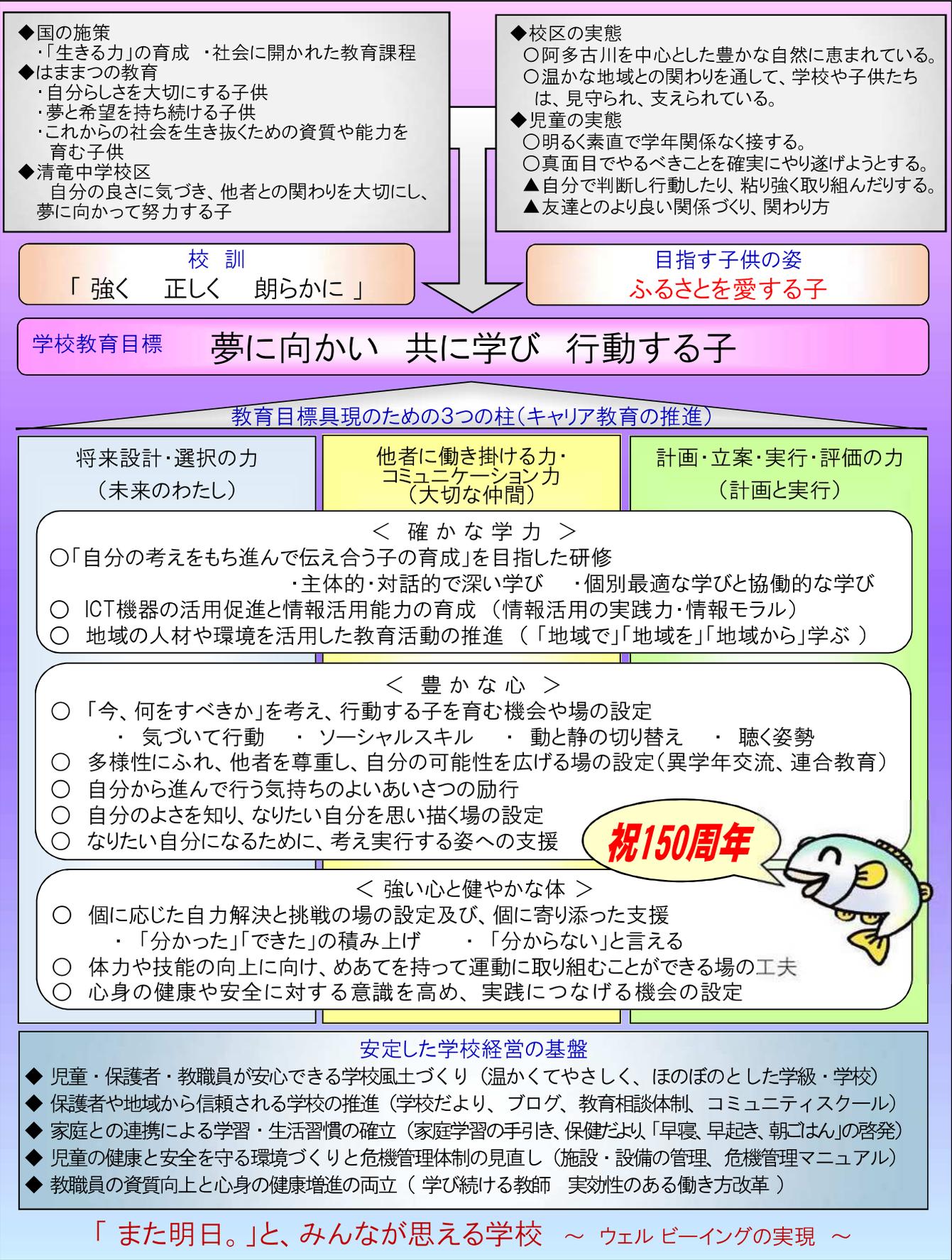
学校支援コーディネータを中心に米作りのどんな活動でだれが関わってくださっているのかを整理した。学校と地域とのつながりが理解できたということが一番の成果である。来年度以降の活動の大きな一歩であった。

<評価項目3> 今年度の取組の評価を踏まえた来年度の目標(取組の重点)

いろいろな活動に携わる後継者が少なくなっているという問題があるため、今後どの活動で支援が必要か、どのように協力してくださる方を募集していくかが課題であるということを熟議した。

今年度「コミュスクだより」を2回発行した。それを学校運営協議会の委員から知り合いに配り、活動に参加して下さる方を徐々に増やしていきたい。

# 令和5年度 下阿多古小学校グランドデザイン



# 浜松市立下阿多古小学校いじめ防止基本方針

浜松市立下阿多古小学校

## 浜松市立下阿多古小学校いじめ防止基本方針 目次

第1	いじめの防止等のための基本的な考え方	3
1	いじめの定義	3
2	いじめの理解	3
3	いじめの防止等に関する基本的考え方	4
	(1)いじめの未然防止	4
	(2)いじめの早期発見	4
	(3)いじめへの対処	5
	(4)地域や家庭との連携	5
	(5)関係機関との連携	5
第2	いじめの防止等のための対策	5
1	いじめの防止等のための組織	5
	(1)「校内いじめ対策委員会」の組織と役割	5
	(2)いじめの防止等における教職員の役割	6
2	いじめの防止等に関する取組	7
	(1)下阿多古小年間指導計画	7
	(2)いじめの未然防止	8
	(3)いじめの早期発見	9
	(4)いじめに対する措置	10
	(5)関係機関との連携	11
	(6)学校における教育相談体制の整備	11
	(7)教職員の資質向上のための研修会や校内OJTの取組	11
	(8)いじめが「解消している」状態	11
	(9)「浜松市立下阿多古小学校いじめ防止基本方針」の公表と説明、評価・見直し	12
3	地域や家庭の役割	12
	(1)地域の役割	12
	(2)家庭の役割	12
第3	重大事態への対処	13
1	重大事態の意味	13

(1)生命心身財産重大事態 .....	13
(2)不登校重大事態 .....	13
(3)子供や保護者からの申立て .....	13
2 重大事態の調査組織 .....	13
3 事実関係を明確にするための調査の実施 .....	13
4 調査結果の提供及び報告 .....	14
5 その他の留意事項 .....	14

## 第1 いじめの防止等のための基本的な考え方

いじめは、人権にかかわる問題であり、命の尊厳にかかわる問題です。どのような理由があろうと決して許される行為ではありません。また、子供の世界は社会を映す鏡とも言われます。いじめの問題は、安全・安心な社会をいかにしてつくるかという、学校を含めた社会全体の問題です。

### 1 いじめの定義

いじめとは、学校に在籍する「児童又は生徒(以下「児童等」という。)に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいいます。(いじめ防止対策推進法第2条第1項)

いじめの表れとして、以下のようなものが考えられます。

- 冷やかしたりからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- 金品をたかられる。
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。 等

個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、「いじめを受けた子供の立場」に立つことが必要です。また、いじめに該当するかどうかを判断する際に、「心身の苦痛を感じているもの」だけでなく、本人が気付いていなくても、その子が「いじめられている状況にないか」という視点で、トラブルも含めて周辺の状況等を客観的に確認することも必要です。けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあります。なお、いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、いじめ防止対策推進法第22条の学校のいじめ対策組織(以下「校内いじめ対策委員会」という。)を活用して行い、事案について「校内いじめ対策委員会」で情報共有をしていきます。

また、いじめの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早急に警察に相談することが必要なものや、子供の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれます。これらについては、教育的な配慮やいじめを受けた子供の意向に配慮した上で、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ります。

### 2 いじめの理解

- いじめは、どの子供にも、どこでも起こりうるものです。
- 嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの子供が入れ替わりながら被害も加害も経験します。
- 「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、生命又は身体に重大な危険を生じさせます。
- いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団に秩序がなかったり、所属集団が閉鎖的だったりする問題があります。

- 「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許さない雰囲気が生まれるようにする必要があります。

### 3 いじめの防止等に関する基本的考え方

いじめについては、全ての子供を対象とした対応が求められます。

いじめが起きているとき、いじめを受けている子供の心や体が傷ついています。周囲にいる人々の心が傷つくこともあります。いじめという行為は許されませんが、不安や悩みからいじめを行ってしまう子供や、いじめを行ったことで後悔や罪悪感を抱き、傷つく子供もいます。また、いじめを行った子供といじめを受けた子供が入れ替わってしまうこともあります。いじめが深刻になればなるほど、その解消は難しくなります。集団が荒れている雰囲気をもっているときには、いじめに気付かない場合も生まれます。

いじめの未然防止には、いじめが起こらない人間関係を構築していくことが求められます。子供を取り巻く大人が一丸となって、心の通い合う温かで優しい人間関係を築き、いじめをしない、いじめを許さない、いじめに立ち向かう子供を育てていきます。

また、いじめはできるだけ早期に発見し、適切に対応することが重要です。学校は地域や家庭と一体となって、子供の健やかな成長を見守り、いじめを認知した場合は、協力して一刻も早い解消に向けて取り組んでいきます。

#### (1)いじめの未然防止

全ての子供を、いじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるために、また、いじめに立ち向かう勇氣をもち、規範意識のある大人へと育むために、学校は教育活動全体を通じ、以下のことに取り組みます。

- 全ての子供に「いじめは決して許されない」ことの意味を促し、子供の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係の素地を養う。
- いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育む。
- 全ての子供が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりを行う。
- いじめの問題への取組の重要性について家庭や地域にも認識を広め、家庭、地域と一体となって取組を推進するための普及啓発に努める。

#### (2)いじめの早期発見

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提です。いじめの早期発見のためには、本人の訴え、教職員の気付き・発見、周囲の子供たちや家庭、地域からの情報の受け止めが重要です。

子供たちがSOSを発信できるようにすること、いじめのサイン(子供たちからのSOS)は、いじめを受けている子供からも、いじめを行っている子供からも出ていることを教職員が認識し、サインに気付けるようにすること、そのどちらも必要です。いじめはどの子供にも、どこでも起こりうるものであるとの観点から、学校、地域、家庭が一体となって子供を見守る体制を整え、子供のささいな変化に気付く力を高め、早期発見に努めます。

- 子供を取り巻く大人が、いじめは大人が気付にくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知する。

- 学校は、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、相談窓口の周知等により、子供がいじめを訴えやすい体制を整え、訴えは真摯に受け止める。
- 学校は、地域、家庭と連携して、子供を見守る。

### (3)いじめへの対処

教職員は平素より、いじめを把握した場合の対処の在り方について、理解を深め、具体的な対応方針やいじめを受けた子供への支援・いじめを行った子供や周囲の子供への指導計画を立てたり、体制を整備したりします。そして、いじめを確認した場合、学校は次のように対応します。

- ①直ちにいじめを受けた子供やいじめを知らせてきた子供の安全を確保し、詳細を確認した上で、いじめを行ったとされる子供から事情を確認し、適切に指導する等組織的な対応を行う。
- ②家庭や教育委員会へ連絡・相談するとともに、事案に応じ関係機関と連携する。
- ③子供の「健やかな成長」を願って支援・指導する。
- ④「校内いじめ対策委員会」を中心に、事案への対応について未然防止、早期発見、早期対応の視点から点検し、成果と課題を明らかにする。
- ⑤明らかになった課題について、未然防止、早期発見、早期対応の視点から改善策を立てる。

### (4)地域や家庭との連携

社会総がかりで子供を見守り、健やかな成長を促すため、例えば、以下のような取組を通して、学校と地域、家庭が連携した対策を推進します。

- PTAや地域の関係団体等と学校がいじめの問題について協議する機会や保護者がいじめについて学ぶ機会を設ける。
- 学校運営協議会(コミュニティ・スクール)制度を活用する。
- より多くの大人が子供の悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制を構築する。

### (5)関係機関との連携

いじめの問題への対応において、学校は、教育委員会やその他の関係機関（警察、児童相談所、医療機関、法務局等の人権擁護機関など）と平素から情報共有体制を構築し、適切に連携します。また、学校以外の相談窓口として、教育総合支援センター、少年サポートセンターや法務局等について、子供や保護者に周知します。

## 第2 いじめの防止等のための対策

いじめの防止等のため、「浜松市立下阿多古小学校いじめ防止基本方針」に基づき、「校内いじめ対策委員会」を設置し、これを中核として、「校内いじめ対策委員会」の委員長である校長の強力なリーダーシップの下、一致協力体制を確立し、教育委員会とも適切に連携の上、対策を推進します。

### 1 いじめの防止等のための組織

#### (1)「校内いじめ対策委員会」の組織と役割

- 委員長は校長とし、校長のリーダーシップの下、協力体制を確立する。
- 参画する教職員等
  - ・校長、教頭、教務主任、いじめ対策コーディネーター、生徒指導担当教員、養護教諭、学級担任、

- ・必要に応じて、発達支援コーディネーター、教科担任を参加させたり、専門的な知識を有するスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、外部専門家（警察官経験者）等を参画させたりする。
  - ・個々のいじめの防止、早期発見・対処にあたって関係の深い教職員を追加する。
- 毎月1回定期的に開催するとともに、いじめと疑われる事案が発生した際には、随時開催する。毎回会議録を残し、会議録は5年間保存する。
- 学校が組織的かつ実効的にいじめの問題に取り組むに当たり中核となる役割を担う。
- いじめ防止対策推進法第28条第1項に規定する重大事態の調査のための組織について、学校がその調査を行う場合は、母体となる。事案の性質に応じて適切な専門家を加えるなどの方法によって対応する。

## (2)いじめの防止等における教職員の役割

### ①いじめ対策コーディネーターの設置と役割

校長は、学校におけるいじめの防止等の対策を推進するリーダーとして「いじめ対策コーディネーター」を校務分掌に位置付けます。いじめ対策コーディネーターは、校長の指導・助言を受け、会議などの企画・運営を行うとともに、以下の役割を果たし、対応を行います。

- ア いじめに関する情報収集、学校全体の実態把握の役割
- イ 保護者・地域・関係機関との連携の窓口としての役割
- ウ いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりに資する指導を推進する役割
- エ 校内研修の企画・運営する役割

### ②教職員の役割

- ア 校長 : 「浜松市立下阿多古小学校いじめ防止基本方針」に沿って、いじめの未然防止、早期発見・早期対応が組織的かつ実効的に機能するよう措置を講ずる。
- イ 教頭 : 校長を助け、指示を受けて、いじめ問題への対応をリードしたり、教職員の相談に乗ったりする。
- ウ 教務主任 : いじめの防止等の対策について教育課程に位置付けたり、教職員の相談に乗ったりする。
- エ 生徒指導担当教員 : いじめ対策コーディネーターと連携して、いじめ事案の報告の窓口と集約を担ったり、いじめ問題への対応の中心となったりする。
- オ 学年主任(学級担任) : 学級担任からの情報を収集し、学年全体の実態を把握する。
- カ 養護教諭 : 児童生徒の心身の健康状態を把握し、気になる表れを報告する。
- キ 教科担任 : 児童生徒の表れを注視し、気になる表れを報告する。
- ク 発達支援コーディネーター : 発達支援の視点から、児童生徒の気になる表れを報告したり、他の教職員の相談に乗ったりする。
- ケ SC : 心理に関する教育相談を担う。
- コ SSW : 福祉に関する教育相談を担う。

## 2 いじめの防止等に関する取組

### (1) 下阿多古小年間指導計画

【例（小学校）】 ◆教職員 □児童生徒 ○保護者・地域

1 学期		2 学期		3 学期	
月	活動内容	月	活動内容	月	活動内容
4	<p>◆いじめ対策委員会①</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・基本方針・組織の確認</li> </ul> <p>□○始業式・入学式</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・基本方針の説明</li> </ul> <p>□授業開き</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・人間関係作り（GE）</li> <li>・1年間のめあて（CP）</li> <li>・はままつマナー</li> <li>・キャリア・パスポート</li> </ul> <p>◆いじめ対策委員会②</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・1学期の取組について</li> <li>・児童の特性理解と適切な支援（発達・外国人等）</li> </ul> <p>○参観会・懇談会、PTA 総会、家庭訪問、学校運営協議会</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・基本方針の説明</li> </ul>	<p>夏季休業</p> <p>9</p> <p>10</p> <p>11</p> <p>12</p>	<p>○教育相談</p> <p>◆いじめ対策委員会⑤</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・1学期の取組について</li> <li>・児童生徒の特性の理解と適切な支援（発達・外国人等）</li> <li>・事例検討</li> <li>・基本方針の見直し</li> </ul> <p>○さくら連絡網を使った様子の確認</p> <p>□2 学期授業開き</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・人間関係作り（GE）</li> <li>・はままつマナー</li> </ul> <p>□命について考える日</p> <p>□道徳（生命尊重）</p> <p>□三小連合同授業</p> <p>◆いじめ対策委員会⑥</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ソーシャルスキル</li> </ul> <p>□児童会活動</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめ撲滅への取組</li> </ul> <p>□稲刈り</p> <p>□修学旅行・校外行事</p> <p>□道徳（相互理解・寛容）</p> <p>□学習発表会</p> <p>□いじめアンケート</p> <p>◆いじめ対策委員会⑦</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・教育相談、カウンセリングマインド</li> </ul> <p>□学活</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・2学期の振り返り（CP）</li> </ul> <p>○教育相談</p>	<p>1</p> <p>2</p> <p>3</p>	<p>□3 学期授業開き</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・人間関係作り（GE）</li> <li>・はままつマナー</li> </ul> <p>□道徳（公正・公平）</p> <p>□あゆっ子いきいき発表会</p> <p>○懇談会</p> <p>◆いじめ対策委員会⑧</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・今年度の取組について</li> <li>・基本方針の改定</li> <li>・次年度年間指導計画の作成</li> </ul> <p>□いじめアンケート</p> <p>□6年生を送る会</p> <p>□地域の方に感謝を伝える会</p> <p>□道徳（感謝）</p> <p>◆次年度への申し送り事項の確認</p> <p>○保幼小連絡協議会 小中連絡協議会</p> <p>□学活</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・年間の振り返り（CP）</li> </ul>
5	<p>□道徳（友情・信頼）</p> <p>□学活（学級目標の設定）</p> <p>□縦割り活動開始</p> <p>◆いじめ対策委員会③</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめの未然防止</li> </ul> <p>□○運動会</p>				
6	<p>□命について考える月間</p> <p>□はままつマナー</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ふわふわ言葉とちくちく言葉</li> </ul> <p>□自然教室 ボート体験</p> <p>□四小連合教育</p> <p>□田植え</p> <p>□道徳（思いやり）</p>				
7	<p>□いじめアンケート</p> <p>◆いじめ対策委員会④</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめアンケートについて</li> </ul> <p>□学活（情報モラル）</p> <p>□学活</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・1学期の振り返り（CP）</li> </ul>				<p>〔年間〕</p> <p>○授業のルールについて子供と話し合い、話し合ったルールについて徹底する。</p> <p>○朝の会や帰りの会で、「よいこと見つけ」「今日のヒーロー」等の取組を行う。</p> <p>○行事等での異学年交流を積極的に行う。</p>

※GE：構成的グループエンカウンター ※CP：キャリア・パスポート

## (2)いじめの未然防止

学校教育目標「夢に向かい 共に学び 行動する子」の具現化を目指し、「温かくやさしく、ほのぼのとした学級・学校づくり」を教育の基盤として、すべての教育活動を通して、「いじめが起きにくい・いじめを許さない学校づくり」に取り組みます。

- 毎年6月を「いじめや命について考える月間」とし、いじめの問題や命の尊さ、人間としての尊厳について考える取組を発達段階に応じて実施する。

### 具体的な取組

- ・「命を大切にする」に関連する項目で道徳の授業を行い、話し合う。
- ・校長や担任が、命の大切さについて話をする。

- 教職員の言動が、子供を傷つけたり、他の子供によるいじめを助長したりすることのないよう、また、いじめを受けた子供の心に寄り添った言動をとるよう、指導の在り方に細心の注意を払う。教職員による「いじめられる側にも問題がある」という認識や発言は、いじめを行っている子供や、周りで見ていたり、はやし立てたりする子供を容認するものにほかならず、いじめを受けている子供を孤立させ、いじめを深刻化することを十分理解する。
- 教職員の資質向上のために、事例検討等の研修を計画的に行ったり、人間関係づくりプログラムを取り入れた集団づくりの研修、人権意識を高める研修を進めたりしていく。また、情報モラル教育についての理解を深め、実践していく。
- 家庭や地域に対して、子供の様子に目を配り、いじめに関する情報を得た場合には、直ちに学校に相談するように啓発するとともに、家庭や地域等が相談しやすい信頼関係を構築する。また、浜松市の相談窓口についても、周知徹底する。
- 「浜松市立下阿多古小学校いじめ防止基本方針」が実効性のある方針になるように、その策定に当たっては、保護者、地域住民、学校運営協議会（コミュニティ・スクール）等に意見や支援を求める。
- 子供と保護者が情報の流通性、発信者の匿名性などの特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、効果的に対処することができるように、情報モラル講座などの啓発活動を行う。
- 子供たちと共に、いじめの未然防止のために、以下のことに取り組む。

ア 子供がいじめの問題について自主的に考え、議論すること等のいじめの防止に資する活動。	
5月	学級活動での学級目標の設定
6月	「命について考える」をテーマにした各委員会の取組
イ 子供が、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業や集団づくり。	
年間	学級や学年における授業のルールについての児童の話合い
年間	学校行事や校外学習を通じた集団作りとルールの涵養
4月	学級活動において1年間のめあてを設定（キャリア・パスポート）
5月	提案授業と事後研修（授業改善といじめの未然防止の関係性）
10月	授業研究と事後研修（主体的・対話的で深い学びと自己指導能力）
学期末	キャリア・パスポートによる振り返りと意思決定
ウ 子供の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う人間関係を構築する素地を養うための道徳教育の充実	
4月	「はままつマナー」を活用した振り返り
5月	「友情・信頼」をテーマにした道徳の授業と運動会の実施

6月	「相互理解・寛容」をテーマにした道徳の授業と学習発表会の実施
1月	「公正・公平」をテーマにした道徳の授業の実施
3月	「感謝」をテーマにした道徳の授業と児童集会、学校行事等の実施
エ 発達障害を含む、障害のある子供、海外から帰国した子供や外国籍の子供、国際結婚の保護者を持つ外国につながる子供、性同一性障害や性的指向・性自認・性表現に係る子供など、子供一人一人の特性や多様性に配慮した適切な指導や支援	
年間	多様性の理解に向けた縦割り活動による清掃活動や学校行事の実施
6月	「命について考える」児童会活動の実施
オ 集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、いたずらにストレスにとられることなく、互いを認め合える人間関係、学校・学級風土をつくとともに、子供の社会性を育て、自己有用感を育み、自己肯定感を高める活動	
毎月	朝の会、帰りの会等における「よいこと見つけ」「今日のヒーロー」の取組
学期初	「はままつマナー」を活用したマナーを守る心情の育成
4月	構成的グループエンカウンターを用いた仲間づくりの活動
6月	「はままつマナー」を活用したふわふわ言葉・ちくちく言葉の想起

### (3)いじめの早期発見

いじめはどの子供にも、どこでも起こりうるものであるとの観点から、学校、地域、家庭が一体となって子供を見守る体制を整え、子供のささいな変化に気付く力を高め、早期発見に努めます。

○いじめは、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多いことを教職員は認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知する。

○教職員は、何よりも「子供のちょっとした変化」に気付き、子供が何でも相談したくなるような関係づくりに取り組む。日頃から子供の見守りや信頼関係の構築等に努め、子供が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。日記やノートの記述等を通して、日頃から子供とのコミュニケーションを図るとともに、定期的なアンケート調査等を行うことで、子供がいじめを訴えやすい環境を整え、いじめの実態把握に取り組む。

○アンケート調査は次のように実施する。

ア 実施時期・実施回数

・定期アンケート調査：学期に1～2回

※臨時アンケート調査は、必要に応じて随時行う。

イ 実施方法・検証

・進め方について「いじめ対策コーディネーター」から説明する。

・家庭（学校）で実施する。

・回収から2日以内に、教職員が記載内容を確認し、速やかに「校内いじめ対策委員会」に報告する。

・必要に応じて、速やかに個別面談を実施する。

※アンケートの記載内容や対応について校長が確認する。

ウ 保存

- ・記入の有無に関わらず、5年間保存する。
- 個人面談は次のように実施する。
  - ア 実施時期・実施回数
    - ・定期個人面談：1学期末は全員実施する。
    - 2学期末及び年度末は必要に応じて実施する。
  - ※臨時の個人面談は、必要に応じて随時行う。
- イ 実施方法・検証
  - ・教職員が得たいじめに関する情報は、速やかに「校内いじめ対策委員会」に報告する。
- ウ 記録の保存
  - ・教職員が得た情報を5年間保存する。
- アンケート調査や個人面談において、子供が自らSOSを発信すること及びいじめの情報を教職員に報告することは、子供にとっては多大な勇気を要するものであることを教職員は理解し、子供からの相談に対しては、丁寧かつ迅速に対応する。
- 「校内いじめ対策委員会」を定期的で開催し、いじめに係る情報共有を適切に行う。
- 教育委員会と連携して、子供がインターネット上のいじめに巻き込まれていないかどうかを監視するネットパトロールの活用を図る。

#### (4)いじめに対する措置

教職員は、いじめ、又はいじめの疑いがある行為を確認した場合には、直ちにいじめを受けた子供やいじめを知らせてきた子供の安全を確保した上で、次のように対応します。

- 教職員がいじめを発見し、又は子供や保護者等からいじめの相談を受けた場合には、速やかに、「校内いじめ対策委員会」に対しいじめに係る情報を報告し、学校の組織的な対応につなげる。
- 教職員がいじめの相談を受けたり、子供がいじめを受けていると思われたりするときは、直ちに教育相談や事実確認を行う。遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。子供や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階から的確に関わりを持つ。
- 教職員は、いじめに係る情報について、5W1H（いつ、どこで、誰が、誰と、何を、どのように）を適切に記録する。
- 「校内いじめ対策委員会」において情報共有を行った後は、事実関係を確認の上、組織的に対応方針を決定し、いじめを受けた子供、いじめを知らせてきた子供を徹底して守り通す。
- いじめが確認された場合は、いじめを受けた子供には、安心できる場を確保し、いじめを行った子供には、いじめをやめさせ、再発防止に努める。「校内いじめ対策委員会」が中心となって、いじめを受けた子供とその保護者に対する支援、いじめを行った子供とその保護者に対して指導や助言を行い、継続的に話し合って見届ける。いじめを行った子供に対しては、本人の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。
- 犯罪行為と認められるいじめがあったときは、警察と連携して対処していく。子供の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがある場合は、直ちに警察に通報し、適切な援助を求める。
- 校長及び教職員は、子供がいじめを行った場合であって教育上必要があると認めるときは、子供に対して訓告や叱責等を加えることができる。

- インターネット上のいじめが発見された場合は、書き込みや誹謗中傷等の削除や不適切な使用に対する指導を行う。必要に応じて教育委員会や関係機関（警察署、法務局等）の協力を求める。
- いじめに対する措置の結果を、「いじめ認知報告書」で教育委員会に報告する。

#### **(5) 関係機関との連携**

いじめの未然防止、早期発見、早期対応のために、関係機関と適切に連携を図り、対応します。

- 「校内いじめ対策委員会」は、必要に応じて心理や福祉の専門家（スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー）等の参加について協力を求める。
- 「校内いじめ対策委員会」が得たいじめに関する情報を所定の様式に記載し、月に1回、教育委員会に送付する。
- 日頃から所管警察署や相談機関等と情報収集や協力体制を確立し、いじめが起きたときには、状況に応じて連携し、早期対応に努める。
- いじめに関する相談を受け付ける機関として、教育総合支援センターや家庭児童相談室（教育相談員）、いじめ相談専用ダイヤル等を子供や保護者に紹介する。

#### **(6) 学校における教育相談体制の整備**

心理、福祉に関する専門家（スクールカウンセラー等）の活用等、子供、保護者、教職員に対する相談体制を整備します。家庭や地域等とも連携しながら、いじめを受けた子供やいじめについて報告した子供の気持ちを最優先に受け止め、子供の気持ちに寄り添って、いじめの相談を行います。

- 子供が安心してSOSを発信できるように、子供を取り巻く大人たちは、いつでもどこでもSOSを受け止めるようにする。
- いじめを受けた子供とその保護者に対しては、いじめによって傷ついた心や体の回復と安心な学校生活を送ることを支援し、継続的に見届ける。
- いじめを行った子供とその保護者に対しては、本人の人格の成長を旨として、指導や助言を行い、継続的に見届ける。

#### **(7) 教職員の資質向上のための研修会や校内OJTの取組**

教職員のいじめへの感度を高め、組織的かつ実効的にいじめの問題に取り組むために、校内研修を進めます。

- 「浜松市いじめの防止等のための基本的な方針」「浜松市立下阿多古小学校いじめ防止基本方針」「いじめ対応の手引き」に示されたいじめの未然防止、早期発見、措置について理解を深める。
- 教育委員会主催の生徒指導研修等の内容について、校内でも周知を図る。
- 定期的なアンケート等に記載された内容や子供や保護者からの相談について、複数で確認し、対応を協議したり進捗状況を共有したりする。
- 事例研究等いじめに関する研修を行い、未然防止、早期発見・早期対応の視点から成果と課題を明らかにし、取組の改善点について話し合う。
- いじめを行った子供が抱える問題を解決するための具体的な対応方針について学ぶ。

#### **(8) いじめが「解消している」状態**

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできません。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要があります。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとします。

- ①いじめに係る行為が止んでいること（3か月を目安とする）
- ②いじめを受けた子供が心身の苦痛を感じていないこと

### (9)「浜松市立下阿多古小学校いじめ防止基本方針」の公表と説明、評価・見直し

- 「浜松市立下阿多古小学校いじめ防止基本方針」を、ホームページ等で公表する。
- 入学時や各年度の開始時に、「浜松市立下阿多古小学校いじめ防止基本方針」について、子供、保護者、学校運営協議会（コミュニティ・スクール）等に説明する。
- より実効性の高い取組を実施するために、「浜松市立下阿多古小学校いじめ防止基本方針」が、学校の実情に即して適切に機能しているかを「校内いじめ対策委員会」を中心に点検し、必要事項を見直す。
- 「浜松市立下阿多古小学校いじめ防止基本方針」に基づく取組状況を評価し、評価結果を踏まえ、学校におけるいじめの防止等のための取組の改善を図る。

## 3 地域や家庭の役割

### (1)地域の役割

いじめの未然防止の対応や早期発見のために、地域と適切に連携しながら、対策を推進します。

- 地域の人たちが、地域で育つ子供に積極的に関わりを持ち、温かい気持ちで接することができるように、学校の情報を適切に発信する。
- 家庭、学校、地域が連携し、より多くの大人が子供の悩みや相談を受け止めることができるようにする。PTAや学校運営協議会（コミュニティ・スクール）、地域の関係団体との連携の促進や、地域に存在する青少年健全育成会や地域パトロール等が、家庭・学校と組織的に連携・協働できるような体制を構築する。

### (2)家庭の役割

子供が社会の一員として自立してくためには、家庭での教育が重要な意味を持ちます。いじめ防止対策推進法には、保護者の責務が示されています。

「保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。」（いじめ防止対策推進法第9条第1項）

また、子供にとって家庭は、ありのままの自分を出すことができる安心できる場です。従って、家庭の役割としては、以下のようなことがあります。

- 「ルールやマナーを守ること」を子供に教える。
- 子供からいじめの相談を受けたら、学校へ通報するなど適切な措置をとる。
- 子供との触れ合いや対話を大切にする。子供のありのままを受け止め、「あなたの味方だよ。」と子供が安心感や信頼感で満たされるように努める。
- 日頃の対話や言動等から、いじめ等を背景とした子供のちょっとした様子の変化を見逃さず、学校や地域と連携して、いじめの早期発見に努める。
- インターネット上のトラブルについては、学校以外の場で起き、学校では把握できない場合が多い。子供に携帯電話等を使用させる場合には、保護者として責任を持って子供の使い方や様子に注意を払う。
- 子供がいじめを行ったことが分かった場合には、事実を理解した上で、以下のような視点を持ち、学校と協力して指導する。
  - ア 子供に、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。
  - イ 子供のいじめの背景にも目を向け、いじめの背景にあるストレス等の要因の改

善を図るとともに、ストレスに適切に対処できる力を育むなど、いじめを行った子供の健全な人格の発達を考える。

ウ いじめの状況に応じて、いじめを行った子供が、学校等で心理的な孤立感・疎外感を受けていないか配慮する。

### 第3 重大事態への対処

いじめの重大事態が発生した場合(いじめにより重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。以下同じ。)、学校は、事案について直ちに教育委員会に報告します。

教育委員会又は学校は、速やかに事案の事実確認を行い、「浜松市いじめの防止等のための基本的な方針」(令和4年9月改定)及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン(平成29年3月文部科学省)」により適切に対応します。

#### 1 重大事態の意味

重大事態とは、次のような場合をいいます。

##### (1)生命心身財産重大事態

いじめにより、子供の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

- ア 子供が自殺を企図した場合
- イ 身体に重大な障害を負った場合
- ウ 金品等に重大な被害を被った場合
- エ 精神性の疾患を発症した場合

##### (2)不登校重大事態

いじめにより、子供が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

※「相当の期間」とは、年間30日を目安とする。ただし、子供が一定期間連続して欠席しているような場合には、教育委員会又は学校の判断により、迅速に調査に着手する。

※欠席が続き、当該校へは復帰ができないと判断し、転学した場合、重大事態の目安である30日には達していなくても、不登校重大事態としての対応を視野に入れる。

##### (3)子供や保護者からの申立て

子供や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったとき

#### 2 重大事態の調査組織

教育委員会が、事案の調査を行う主体を学校と判断し、学校が主体となって調査を行う場合の組織は、次のとおりとします。

- 学校に設置されている「校内いじめ対策委員会」に第三者を加える。
- 教育委員会が必要な指導や適切な支援を行う。その際、必要に応じて、専門家チームの助言や支援を求める。

なお、子供の命にかかわる重大事態が発生した場合には、精神保健福祉センターと連携し、心の緊急支援を同時に行っていきます。

#### 3 事実関係を明確にするための調査の実施

重大事態に至る原因となったいじめ行為が、いつ頃から、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や子供の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にし

す。

#### **4 調査結果の提供及び報告**

調査により明らかになった事実関係（いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか）について、いじめを受けた子供やその保護者に対して説明します。情報の提供に当たっては、他の子供のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供します。調査結果について、学校は教育委員会に報告します。

#### **5 その他の留意事項**

重大事態が発生した場合には、関係のあった子供が深く傷つき、学校全体の子供や保護者や地域にも不安や動揺が広がることがあります。時には事実に基づかない風評が流れたりする場合もあるため、子供や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援として、いじめに直接かかわった子供だけでなく、身近にいじめがあり、またいじめを止めることができなかつたために心身の苦痛を感じてしまう子供や保護者並びに教職員に、カウンセリング等を行うことができる体制を整備します。予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮にも留意します。

# 「あゆっ米」年間スケジュール

	坪井道男さん (青葉会)	市川敏夫さん	野中賢一さん	小学校・幼稚園	支援員
2月		○春田おこし(1回目) (機械搬入)			<div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 5px; width: fit-content;">                     「青葉会」                      「両島婦人部」                      「農業を考える会」                      「体育振興会」                      および PTA                 </div>
3月					
4月		○田おこし(2回目) (機械搬入)			
5月		○育苗種まき 機械の中で3日間 育成後、外にだして育てる  ○肥料まき		○苗の種まき(5年生) 市川さん工場にて  → 肥料学校購入	
6月		○代掻き(1回目) (機械搬入)		○どろんこ遊び (幼稚園)	○草刈り (体育振興会)
	○畦の草刈り	○代掻き(2回目) (機械搬入)			草刈り お手伝い募集
	○田植え	○田植え(半分のみ機械)	○ひえの除草剤まき	○田植え(全校児童・幼稚園)  → 除草剤学校購入	○田植え
7月	○田んぼ見回り	○中干し(水を抜く)  ○水草用除草剤をまく → 除草剤市川さん購入  ○草刈り			草刈り お手伝い募集
8月	○田んぼ見回り				
9月	○すがい作り事前準備 わら・はかまをとる	○消毒薬を噴霧器でまく カメムシ駆除・いもち病予防のため → 消毒薬市川さん購入	○すがい作り事前準備 わら・はかまをとる		○すがい作り事前準備 ○草刈り (PTA奉仕活動)
	○すがい作り		○すがい作り	○すがい作り(5年生)	○すがい作り
10月	○草刈り	○草刈り		○はざを設置(5・6年生)	草刈り お手伝い募集 はざ設置 お手伝い募集
	○畦、田んぼ周り草刈り  ○稲刈り		○稲刈り(半分のみ機械)	○稲刈り(全校児童・幼稚園)	○稲刈り
11月		○脱穀 (機械搬入)  ○もみすり (市川さん作業場にて)		○脱穀(5年生)  ○もみすり(5年生)  ○精米(川島米穀店) 担当の先生により運搬  ○パッケージシール作り (5年生)	
					○袋詰めされた「あゆっ米」を配る

- ※ 田植えから稲刈りまで … 4ヶ月必要
- ※ 稲刈りから脱穀まで … 2週間
- ※ 脱穀からもみすりまで … 3日間